

あおいそら保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 輝雲会
事業者の所在地	福井県丹生郡越前町下河原5-7
事業者の電話番号・FAX	0778-36-0251
代表者氏名	理事長 藤木隆宣
定款の目的に定めた事業	児童養護施設の運営 保育園の運営（認可園）

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	あおいそら保育園					
所 在 地	相模原市南区相模台団地5-8					
電話番号・FAX	042-705-1523／042-705-1524（FAX）					
施設長氏名	園長 藤木総宣					
開設年月日	平成27年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	8人	10人	12人	12人	12人
取扱う保育事業	一時保育、延長保育、障がい児保育					
事業所番号						

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		610.20 m ²	
園 舎	構 造	木造2階建て 延床面積 516.17 m ²	
	延 床 面 積	m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	室	m ²
	ほ ふ く 室	室	m ²
	保 育 室	全クラス6室	247.83 m ²
	遊 戯 室	兼保育室	m ²
	調 理 室	1 室	19.20 m ²
	調 乳 室	1 室	4 m ²
	沐 浴 室	1 室	10.1 m ²
	幼児用トイレ	三箇所	29.07 m ²
	医 務 室	1 室	m ²
	事 務 室	1 室	m ²
□ □			
設 備 の 種 類		プール、冷暖房、園バス1台	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 185.33 m ²	

4 施設の目的、運営方針

目 的	当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、事業を行なう
運 営 方 針	生きる力を育てる ～太陽と水と土と風と仲間のなかで人間の土台を育てる～ ・ 自然のなかで全身を使って遊び、意欲、粘り強さ、創造力を育てる ・ リズム遊びを通じてしなやかな心と身体を作る ・ 野菜中心のバランスのとれた食事 ・ 子どもの自主性を尊重し、自ら考え行動できるように育てる

5 職員体制

施 設 長	1 人
保 育 士	19 人 （常勤：12 人、非常勤7 人）
調理員（栄養士除く）	1 人 （非常勤：1 人）
看 護 師	人 （常勤： 人、非常勤 人）
栄 養 士	2 人 （常勤：2 人）
事 務 員	1 人 （非常勤1 人）
そ の 他 （ 調 理 補 助 ）	1 人 （非常勤1 人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日の週6日
休 所 日	年末年始、日曜日・祝祭日

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 0 0 分から午後 7 時 0 0 分 (延長保育時間含む)
土曜日	午前 7 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分
延長保育時間	午後 6 時 0 0 分から午後 7 時 0 0 分 (土曜日を除く)

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分
土曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分
延長保育時間	朝: 午前 7 時 0 0 分から午前 8 時 3 0 分 夕: 午後 4 時 3 0 分から午後 7 時 0 0 分 (土曜を除く)

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 (0 歳 ~ 2 歳)	
延長保育料	30 分あたり 500 円 ・ 月 4500 円	
主食提供	月額 1000 円 (3 歳 ~ 5 歳)	
副食費	月額 5500 円 (3 歳 ~ 5 歳、年収 360 万未満は免除)	
一時預かり保育料金	1 日 3000 円、4 時間 1600 円 (0 歳 ~ 2 歳)	
その他別表に定める料金	園外保育等バス運行に係る費用	月 200 円
	連絡帳代	300 円
	園外保育費用	都度実費
	保護者会費は別途 300 円 (保護者会に納入されます)	

9 支払方法

毎月の口座振替にて支払い（引き落とし・残高不足の場合は翌月集金に振替）

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

1日の生活をベースに養護と教育が発達過程に応じて一体的に発揮

①養護：健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供

- ・食事、排泄、休息、衣服の調節、生活習慣等
- ・情緒の安定

②教育：生涯にわたる生きる力の基礎を育てる

- ・基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- ・自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ・自然等の興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の基礎を培う
- ・言葉への興味や関心を育て、豊かな言葉を培う
- ・様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培う

＜毎日の保育・教育の流れ＞

時間	乳児	幼児
7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:00	遊び（室内外）・散歩	遊び（室内外） リズム
10:00	自由遊び・リズム	自由遊び
10:50	食事 （年齢によって前後します） ↓	散歩
11:30	自由遊び	食事 （年齢によって前後します） ↓
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）	片付け
12:30		お昼寝 （年齢によって前後します）
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ

15:30	自由活動	自由活動
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了
18:00 19:00	保育標準時間終了・延長保育 閉園	保育時間標準終了・延長保育 閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある相模原公園、相模団地内広場などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	～ゆったりと安心して、心地よい生活を！～ 保育士との信頼関係をもとに、欲求や気持ちを十分受け止めてもらうことにより快・不快を感じ分けたり、自己表現が活発になるようにします。
1 歳 児	～子どもの「いやだ、いやだ」や探索意欲を受け止めながら！～ 保育士と楽しく触れ合う中で、様々な事に興味・関心を持ち経験を広げながらいろいろな遊びを楽しみます。
2 歳 児	～自己主張を大切にしながら、人と関わる力が育つように！～ 保育士との安定した関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとしています。 ・色々な経験を通して、言葉が豊かになり、自分の思いや欲求を言葉で表現しようとしています。
3 歳 児	～情緒の安定をもとに仲間づくりの援助を！～ 保育士や友達と親しみ、友達と触れ合いながら安心して自分のしたい遊びに取り組みます。
4 歳 児	～人との関わりを通して「人」を好きになるように！～ 全身を使って遊び楽しさを味わい、保育士や友達との関わりをふかめます。
5 歳 児	～知ることよりも、感じることの、豊かな経験を！～ 人との関わりの中で、基本的な生活習慣や態度を身につけ、主体的に行動し充実感を味わいます。
そ の 他 (年間行事)	入園式・ハイキング・七夕会・お泊り保育・運動会・クリスマス会 節分・ひな祭り・成長を祝う会・卒園式など

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	も も 組
1 歳 児	す み れ 組
2 歳 児	ち ゅ う り っ ぽ 組
3 歳 児	た ん ぽ ぽ 組
4 歳 児	さ く ら 組
5 歳 児	ば ら 組

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0 歳児		かゆ等	肉魚野菜等	野菜等	(1050kcal) 50%
1 歳児		軟飯	肉魚野菜等	野菜等	
2 歳児		白米	肉魚野菜等	野菜等	
3 歳児		白米	肉魚野菜等	野菜等	(1400kcal) 40%
4 歳児		白米	肉魚野菜等	野菜等	
5 歳児		白米	肉魚野菜等	野菜等	

<給食の提供にあたって>

- ・給食とおやつは自園で調理します
- ・献立の提供を独自にしている、サイクルメニューになっています
- ・野菜の栽培や調理体験などの食育に取り組んでいます

<アレルギー対応について>

当園は、相模原市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、あおいそら保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供
- ・アレルギー除去食品の使用

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの（児童票）
- ・布団一式、布団カバーなど

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん
- ・手拭タオル、着替え
- ・フェイスタオル
- ・連絡帳
- ・汚れ物入れ袋など

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。
- ・ロンパースや伸縮のない服も避けてください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ☐ ティッシュペーパー5箱
- ☐ ビニール袋 100 枚
(25cm×35cm 位)
- ☐ 台ふきん 1 枚

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

(1) 保育園への送り迎えの方法・時間等は、面談時にお聞きした内容に沿って行うようにしてください。変更がある場合には、事前にご連絡ください。

(2) 欠席や事情により、登園が遅くなる場合は、午前8時30分までに園へ連絡してください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

(1) 園児の安全管理のため、朝夕等の一定時間帯に園舎への出入り口を制限させていただいておりますので、ご協力ください。

(2) 園児を自動車で送迎する場合は、チャイルドシートを着用してください。

(3) 駐車場はゆずり合ってご利用いただき、速やかな送迎をお願いします。アイドリングストップにご協力ください。

(4) 送迎時の車上荒らし等には十分ご注意ください。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。
また、保護者会がありますので、保護者と園とが子どもたちの豊かな成長を連携しながら支えていきたいと思ひます。

- ・ 連絡帳
- ・ 園だより

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて、以下のとおり実施しています。

例) 園児健康診断 2 歳児以上年 2 回（0 歳児は毎月、1 歳児は年 4 回）

歯科健診 全園児年 2 回

尿検査 全園児 1 回

(3) 健康管理、病気のときの対応

病気ときは、お子さんの健康を考慮し、できるだけ休ませてください。

とくに感染症にかかったときは、医師の許可があるまでは登園を控えてください。

乳幼児のかかりやすい病気は、次の表のとおりです。表の1～9までの疾病については、登園するとき医師の治癒証明書が必要です。

表の10・11の疾病については、登園はできますが、治癒証明書が出るまではプールに入ることができません。

治癒証明書の用紙は、市内の病院、医院と保育園にあります。

百	日	咳	
麻	疹	(はしか)	
流行性	耳下腺炎	(おたふくかぜ)	
風	疹	(三日ばしか)	
水	痘	(みずぼうそう)	
咽頭	結膜熱	(プール熱)	
溶	連	菌	感
流	行	性	角
急性	出血性	結膜炎	(アポロ病)
伝	染	性	膿
中	耳	炎	

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び相模原市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

例)・園での予防対策

- ・発生した場合の連絡（園便り、保健だより等）
- ・うがい手洗い、消毒の徹底

17 支援保育について

・支援を要する児童の保育を実施する場合の方針、留意点については、専門機関と連携しながら、健やかな成長を支えていくことを第一とする

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

当事者へ直接説明

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	相南キッズクリニック
医 院 長 名	岩波直美
所 在 地	南区相南 1-22-6 北野医療センター 2 F
電 話 番 号	042-767-2282

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	鈴木歯科医院
医 院 長 名	鈴木 豊
所 在 地	南区相模台 2-18-3
電 話 番 号	042-747-2628

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

(災害時乳幼児支援ステーション及び連携園について記載可能な場合はその旨記載)

地域防災拠点	相模原市相模台中学校
広域避難場所	国立相模原病院
その他	

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

相模原南警察署	042-749-0110
相模原南消防署	042-744-0119
市疾病対策課	042-769-8260

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 藤木総宣
消防計画届出年月日	相模原市南消防署 27年11月13日届出済
避難訓練	毎月1回、火災や地震を想定し訓練 避難訓練のほか、消火や通報の訓練
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	園内の事故等
保険金額	対人・対物 1名1事故につき15億円まで

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施
外部評価	実施方法：全家庭に対し、保育園評価を実施

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任 山本洋子 電話番号 042-705-1523	
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 藤木総宣 電話番号 042-705-1523	
第三者委員	谷越義夫	電話番号 042-748-5355
		役職・肩書 団地自治会長
	矢野義久	電話番号 042-742-0580
		役職・肩書 団地自治会

受付方法：例）面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設（該当がなければ省略）

連携施設の種類	児童養護施設
名称	手まり学園
所在地	愛甲郡愛川町半原 3 7 1 5
連携協力の概要	備品の共有、貸し出し、職員交流等

28 地域の育児支援について

- ・一時預かり保育の実施
- ・園庭開放の実施
- ・子育て広場の実施

29 その他保護者に説明すべき事項

食 事

○園から提供する食事は、次のとおりです。

0・1・2歳児クラス 主食と副食・おやつ（午後）

3・4・5歳児クラス 主食と副食・おやつ（午後）

※献立予定表を毎月配布します。

※お子さんの発達に合った離乳食と移行食を提供します。

※母乳を飲んでいるお子さんでも、保育中はミルク（アイクレオ）を飲ませています。特に夜中の授乳は赤ちゃんの睡眠不足にもつながります。集団生活ではミルクや離乳食から栄養をしっかりとっていきますので、ご協力をお願いします。哺乳瓶にも慣れておきましょう。

○3歳児以上クラスの給食提供について

3歳児以上のクラスについては、有料により給食を提供しています。

災害対策

保育園では、毎月一回以上の災害避難訓練を行っています。なお、震度5弱以上の地震（警戒宣言が発令された場合を含む）、台風等による災害が発生した場合は、できる限り早く迎えにきてください。

当園の避難場所は（一時避難所⇒団地広場・広域避難場所⇒相模原病院）

災害共済給付制度

保育園では、日頃から園児の安全に十分気をつけていますが、万一の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

保育園で保育を受けているときや通常の経路での登降園途中のけが等で、事故が発生した時には、独立行政法人日本スポーツ振興センター法で定められた給付金が支給される場合もあります。詳しいことは保育園におたずねください。

※事故及びけがが起きた場合、保護者に通院の協力をいただくことがありますので、ご了承ください。

入園の準備

別にお渡しする児童票、延長保育や土曜日保育利用の勤務証明等の書類については、必要事項を記入し、指定日までにお届けください。

園生活

印刷物による連絡事項がありますので、毎日カバンの中を確かめてください。なお、緊急の連絡事項は保育園に掲示します。

衣服、持ち物にはすべて名前をつけてください。

服装は、動きやすく、排泄のしやすいものにしてください。靴は、足にあったものにしてください。（ロンパース、フード付き上着、デニム生地など伸び縮みしないものはご遠慮下さい。）

布団カバーは、週末に持ちかえり、洗って週明けに持ってきてください。（布団への着脱も保護者がお願いします）

手ふき用タオルは、毎日とりかえてください。

家庭での習慣

基本的な生活習慣（食事・睡眠・衛生・着脱・排泄等）を身に付けるようにしましょう。

- （１）朝食は、必ず食べさせましょう。
- （２）洗顔、歯みがき、手足の清潔、つめ切りを習慣づけましょう。
- （３）排便は、少しずつ毎朝すませるように習慣づけましょう。
- （４）交通安全に心掛け、登降園の順路は決めておきましょう。

健康管理

- （１）保育園では、乳幼児健康診査、歯科健診、身体計測、尿検査等を行います。
- （２）お子さんにアレルギー体質等がある場合は、必ず申し出てください。
- （３）食物アレルギーで食物除去等が必要な場合には、医師の診断による「生活管理指導表」に基づいて行います。
- （４）乳幼児健康診査、予防接種は各家庭で受け、結果や接種内容を連絡してください。
- （５）普段と様子が違うとき（熱がなくても元気がないとき等）は、口頭で連絡してください。
- （６）薬は原則としてお預かりできません。

※保育園では、主治医から乳幼児に出された薬は、元来その保護者が与えるべきであると考えています。医療機関を受診される際には、保育園に通園していることや保育時間を主治医に伝え、家庭での服薬で対応できるようにご相談ください。

なお、アレルギー性疾患や中耳炎等、慢性の経過をたどるもので、保育時

間内の服薬が必要とされ、やむを得ず保護者が与えることが出来ない場合は、お申し出ください。

(7) 病気の場合は、お子さんの健康を考慮し、できるだけ休ませてください。

とくに感染症にかかったときは、医師の許可があるまでは登園を控えてください。

保育料の納入について

○保育料は、職員の人件費や施設の維持管理費等、保育園を運営する経費として保護者の皆さまにご負担いただくもので、その額は、お子さんの年齢や世帯の所得等に応じて定められています。(0歳～2歳児のみ、3歳児～5歳児は無償化となります)

○納付については、原則として口座振替(保護者の預貯金口座からの振替)によりお願いします。口座振替の手続き用紙は入所時に送付しますが、市内各金融機関(または、市役所保育課)にも置いてありますのでご利用ください。

○各保育園では、園長が保育料の納付受付を行うとともに、保育料未納者に対する未納通知の配布及び納付督促を行っております。児童の健全な育成と保育園の円滑な運営のため、保育料は、必ず指定納付期限内に納付してください。

※ 期限までに納付されない場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、「相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例」に定める延滞金が発生する場合があります。

※ 児童福祉法の定めにより保育料の滞納者に対して、勤務先・金融機関・生命保険会社等の各機関に対する財産調査や、差押等の滞納処分を行う場合があります。

※在園中は、自己都合等で長期間欠席の場合でも、保育料はお支払いただきます。

○保育料の納付については市役所保育課（直通 042-769-8341）へお問い合わせください。

その他

保護者の方の勤務地等に変更があったときは、園や市の担当課へ提出いただく書類がありますので、速やかに園長に申し出てください。

○「保育実施期間等変更申出書」を提出する主な例

住所、電話番号、保育実施理由、家族・勤務・傷病等の状況、出産予定・産
休育児・休暇等の変更

○「登降園調査票変更届」を提出する主な例

住所、電話番号、勤務の状況(就職・退職等)、送迎時間・方法、保育時間、
緊急連絡先等の変更

市外へ転出する予定がある場合は、各子育て支援センターへも連絡してください。そのまま今の保育園に通う場合でも手続きが必要です。

無断欠席が1か月以上になった場合は、退園していただくことがあります。

退園される方は、10日前までに、延長保育の申込み及び辞退をされる方は、20日前までに書類を提出してください。手続きが遅れますと、利用していなくても保育料を納めていただくことがありますので、期間厳守をお願いします。